

# コンプライアンス規程

## (目的)

第1条 本規程は、NPO 法人 Gift（以下「当法人」という。）の倫理規程に則り、当法人の社会的信頼を確保し、その社会的責任を果たすため、当法人に適用される法令、定款及び内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）について、その問題を的確に管理又は処理し、事業活動が公正かつ適正に運営されるために必要な事項を定めることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 当法人の役員及び職員（以下「役員等」という。）は、当法人に適用される法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、業務遂行に際してはコンプライアンスを優先する。

## (組織)

第3条 当法人のコンプライアンスに関わる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス統括部門

## (コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般に関わる事項を所管し、その統括責任者として、コンプライアンスに関する施策、コンプライアンス違反事件への対応を行う。

2. コンプライアンス担当理事は、理事長が任命する。

## (コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、理事及び外部有識者を委員として構成する。

2. 監事は、監査を行う上で必要があるときは、コンプライアンス委員会に出席して意見を述べることができる。
3. コンプライアンス委員会は、次に掲げる事項を遂行する。
  - (1) コンプライアンス施策の検討、実施及び実施状況のモニタリング
  - (2) コンプライアンス違反事件に係る原因究明並びに必要な措置及び再発防止策（以下「措置等」という。）の実施
  - (3) 前2号の結果の公表
  - (4) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項
4. コンプライアンス担当理事は、前項各号に定める事項を遂行する必要があると認めるときは、委員を招集してコンプライアンス委員会を開催する。

(コンプライアンス統括部門)

第6条 当法人の事務局をコンプライアンス統括部門とする。

2. コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備に関わる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。
3. コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスに関わる事項を、コンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に対し、必要に応じて報告する。

(コンプライアンス違反行為等の報告及び対応)

第7条 役員等は、コンプライアンスに違反する又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。ただし、内部通報規程に基づき通報、申告又は相談を行った場合はこの限りでない。

2. 前項の報告を受けたコンプライアンス担当理事は、速やかに、事実関係を調査し、コンプライアンスに違反する又はそのおそれがある行為があると認めるときは、必要に応じて理事会又はコンプライアンス委員会に付議した上で、措置等を講じなければならない。
3. 理事会又はコンプライアンス委員会は、前項の規定により措置等が講じられた場合は、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

(懲戒)

第8条 当法人は、役員等において、倫理規程又は本規程の定めに違反する行為があると認める場合は、その違反の内容及び程度を考慮した上で、就業規則第21条、第22条及び第23条を準用して懲戒手続に付すものとする。

2. 前項に定める違反行為の内容及び程度が重大であり、かつ刑罰法令に触れるものであるときは、捜査機関への通報を行うものとする。

(コンプライアンスに関する研修等の実施)

第9条 当法人は、役員等に対し、コンプライアンスに関する研修等を適宜行うものとする。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

- 1 本規程は、令和6年11月25日から施行する（令和6年11月25日理事会決議）。